

釜石記者クラブ 報道関係者 各位

釜石大槌地区行政事務組合
消防長 大丸 広美

職員の懲戒処分等について

令和 3 年 10 月 6 日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行ったので公表します。

記

1 概要

令和元年度から令和 2 年度にかけて、釜石消防署に勤務する当事者が複数（4 名）の同僚職員に対し、暴言等のパワー・ハラスメント行為を行い、職員の職場環境を害し、同僚の職員に精神的苦痛を与えたものである。

2 処分内容

(1) 戒告（懲戒処分）

大槌消防署 消防士長 （37 歳・男性）

(2) 嚴重注意（文書） 上司として指導監督不適正によるもの。

ア 令和元年度釜石消防署

消防司令長 （50 歳代・男性）

消防司令 （50 歳代・男性）

※なお、消防司令の職員は既に退職済であることから未発効である。

イ 令和 2 年度釜石消防署

消防司令長 （50 歳代・男性）

消防司令 （50 歳代・男性）

合計 4 名

3 再発防止等について

このような非違行為を行った職員により、全体の奉仕者である公務員としての信用を損ねることになり、住民の皆様には心からお詫び申し上げます。

今後は、全ての職員に対して、職場におけるハラスメントに関する意識を啓発するための研修、講習を改めて実施します。また、普段から職場内での積極的なコミュニケーションに努め、周囲のちょっとした異変などの兆候を見逃さないように配慮します。必要に応じて適正な対応が取れるようにするなど、再発防止に努めるとともに、住民の皆様からの信頼回復に全力を尽くして参ります。

【お問い合わせ先】

釜石大槌地区行政事務組合消防本部
消防長 大丸 電話：0193-22-1641